

四百七	1 アルケノエリートセメント	T〇九三三— T六〇〇一	歯科の修復、合着、裏層、裏装、支台築造等に用いること。
四百八	1 歯科用暫間修復向けグラスポリアルケノエリートシステム	T〇九三三— T六〇〇一	歯科の暫間修復に用いること。
四百九	1 歯科用色調遮蔽材料	T〇九三三— T六〇〇一	歯、歯冠修復物、補綴物又は装置の色調の遮蔽に用いること。
四百十	1 歯科技工用接着材料	T〇九三三— T六〇〇一	歯科技工において修復物又は装置の製作又は補修のための接着に用いること。

○経済産業省告示第百五十六号  
石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四十条第一項の規定に基づき、平成二十年度以降の五年間に於ける石油備蓄目標を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、掲げる。

平成二十一年七月九日 経産省大臣 甘利 明

平成20-24年度石油備蓄目標

- 1 備蓄の数量に関する事項  
備蓄の数量は、石油（石油ガスを除く。以下同じ。）にあっては、別表第1に掲げる年度ごとに同表の石油の備蓄の数量の欄に掲げるとおりとし、石油ガスにあっては、別表第2に掲げる年度ごとに同表の石油ガスの備蓄の数量の欄に掲げるとおりとする。
- 2 新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項  
新たに設置すべき貯蔵施設の容量は、石油にあっては、別表第1に掲げる年度ごとに同表の新たに設置すべき石油の貯蔵施設の容量の欄に掲げるとおりとし、石油ガスにあっては、別表第2に掲げる年度ごとに同表の新たに設置すべき石油ガスの貯蔵施設の容量の欄に掲げるとおりとする。

年度（平成）	石油の備蓄の数量（単位：千キロリットル）	新たに設置すべき石油の貯蔵施設の容量（単位：千キロリットル）
20	民間備蓄 33,309 国家備蓄 50,965	—
21	民間備蓄 32,414 国家備蓄 50,965	—
22	民間備蓄 32,364 国家備蓄 50,965	—
23	民間備蓄 29,457 国家備蓄 50,965	—
24	民間備蓄 27,656 国家備蓄 50,965	—

備考 石油の備蓄の数量の欄に掲げる数量は、我が国全体としての民間備蓄石油（製品）及び国家備蓄石油（原油）の数量である。

別表第2

年度（平成）	石油ガスの備蓄の数量（単位：千トン）	新たに設置すべき石油ガスの貯蔵施設の容量（単位：千トン）
20	民間備蓄 1,785 国家備蓄 650	—
21	民間備蓄 1,783 国家備蓄 650	—
22	民間備蓄 1,777 国家備蓄 650	450
23	民間備蓄 1,817 国家備蓄 958	—
24	民間備蓄 1,843 国家備蓄 1,266	400

備考 石油ガスの備蓄の数量の欄に掲げる数量は、我が国全体としての民間備蓄石油ガス及び国家備蓄石油ガスの数量である。  
新たに設置すべき石油ガスの貯蔵施設の容量の欄に掲げる数量は、国家石油ガス備蓄基地の建設完了予定年度における容量を記載している。

○国土交通省告示第百三十三号  
大滝タイプの建設に際する基本計画（昭和四十七年建設省告示第百七十一号）の1部を次のとおり変更したので、特定多数のダム法（昭和三十一年法律第三十五号）第四十条第五項の規定に基づき、掲げる。

平成二十一年七月九日 国土交通大臣 冬柴 鐵三

9（二）中「約3,480億円」を「約3,640億円」に改める。  
「中」平成21年度」を「平成24年度」に改める。

国会事項

衆議院

衆議院調査局調査員に任命する  
衆議院調査局調査員を任命する（七月四日）  
総務調査室長 向大野新治  
（庶務部長） 衆議院参事 秘書課長 参事 紅谷弘志  
海外出張不在 中同課長 事務取扱を命ずる（七月六日）

鳥居 秀行

衆議院

衆議院調査局調査員に任命する  
衆議院調査局調査員を任命する（七月四日）  
総務調査室長 向大野新治  
（庶務部長） 衆議院参事 秘書課長 参事 紅谷弘志  
海外出張不在 中同課長 事務取扱を命ずる（七月六日）

人事異動

内閣

○法務大臣臨時代理解職  
内閣大臣 泉 信也  
法務大臣 鳩山邦夫  
鳩山邦夫内閣法第十条の規定による臨時に法務大臣の職務を行う内閣大臣としての指定を解く（七月五日）  
○文部科学大臣臨時代理解職  
内閣大臣 岸田 文雄  
文部科学大臣 渡海紀三朗  
渡海紀三朗内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う内閣大臣としての指定を解く  
（大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事 東畑 良雄  
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上七月六日）  
内閣大臣 上川 陽子  
内閣府特命担当大臣 岸田文雄  
海外出張不在 中内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、科学技術政策）国民生活及び規制改革担当）事務代理を命ずる（七月七日）